

甲府市農業委員会 2 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 2 月 2 8 日（金曜日）午後 2 時 0 0 分から午後 2 時 5 0 分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（16 名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

【農業委員】

1 番 保坂 敬夫 3 番 矢崎 正勝 4 番 米山 夫佐子 5 番 落合 洋子
7 番 土屋 三千雄 8 番 長田 孝夫 9 番 菊島 建 10 番 關野 登
11 番 森 信二 12 番 花形 満寛 13 番 末木 瑞夫 14 番 土屋 正人
16 番 小林 雅宗 17 番 山本 一

4. 欠席委員（3 名）

【農業委員】

2 番 福島 昌之 6 番 田中 由美 15 番 萩原 爲仁

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 青木 進
農地係 係 長 齊藤 欣也
係 長 佐野 慶一
主 事 一ノ瀬 匠
振興係 係 長 牧野 公治
技 師 井上 健洋

6. 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 特定農地貸付（市民農園）の承認について
議案第 5 号 令和 2 年 3 月告示分農用地利用集積計画について

報告案件

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項による届出について
報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出について（市街化区域届出）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）

報告第4号 競・公売適格証明願について（市街化区域届出）

報告第5号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（斉藤係長）

それでは、令和2年2月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中16名が出席し、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（斉藤係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会2月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参りますのでお願いします。

まず始めに、2月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により10番の關野登委員と、11番の森信二委員のお二人にお願いしたいと思います。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号は農地法第3条による許可申請についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の第3条許可申請は有償移転が4件ございまして、第3条の資格要件を全て満たしております。議案書1ページの1番をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。廣学寺から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は宅地、南面は農地及び宅地、北面、西面は農地となっております。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇を行っているが、新たな農地購入を検討していたところ、申請地が隣接しており、利便性に適していることから、取得し〇〇〇〇〇〇〇〇したいとのことです。譲受人の現在の経営面積は〇〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇〇㎡となり、〇〇〇〇を行う計画です。

全員の賛成の挙手をいただいたので、議案第 1 号については決定し、許可書の交付をして参ります。

つづいて、議案第 2 号は農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の 4 条許可申請は 3 件でございます。議案書 3 ページの 1 番、地図は 1 ページの 4 条No.1 をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。昇仙峡警察官駐在所から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は雑種地、南面及び西面は農地、北面はため池となっています。農地区分は、第 2 種農地と判断しました。申請人は、平成〇年頃より、申請者が〇〇〇〇〇〇〇〇として転用していたことから、今回始末書添付による申請となります。

続きまして、議案書 2 番、地図は 2 ページの 4 条No.2 をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。廣学寺から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、南面、北面は農地、西面は宅地となっています。農地区分は、第 2 種農地と判断しました。申請人は、平成〇〇年頃より、申請者が〇〇〇〇〇として転用していたことから、今回始末書添付による申請となります。

続きまして、議案書 3 番、地図は 3 ページの 4 条No.3 をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。中畑西川橋から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は山林、南面、西面、北面は農地となっています。農地区分は、第 1 種農地と判断しました。申請人は、中道地区で〇〇〇〇〇〇〇〇を中心に営農しているが、申請地が接道より低くなっており肥料や農機具の搬入をする上で支障になることから、耕作土搬入を行い耕作の効率化を図りたいとのことです。なお、一時転用期間は許可日から 3 年間となり、転用後は〇〇〇〇〇〇〇〇する予定です。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。ここで、地元委員から補足説明をお願いしたいと思います。1 番の案件は千代田地区ですので、末木委員よりお願いします。

○千代田地区委員（末木委員）

先ほど事務局が説明されたとおりです。昔からここを使っていたということですので、ご審議のほど、お願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに 2 番の案件は甲運地区ですので、森委員よりお願いします。

○甲運地区委員（森委員）

2 番の案件ですが、事務局の説明通りで何ら問題ないと思います。よろしくご審議を、お願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに 3 番の案件は中道南地区ですので、小林委員より
お願いします。

○中道南地区委員（小林委員）

ただいま事務局から説明があった通りです。ご審議のほど、お願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。地元委員からの説明がありました。それでは質疑に入
ります。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、特別ないようですので、議案第 2 号の農地法第 4 条の規定による許可申
請に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきました。議案 2 号については決定し、全て 1,000 ㎡未
満以上の案件となりますので、許可書の交付をして参ります。

つぎに、議案第 3 号は農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。事務局よ
り説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 5 件、賃貸借が 1 件となります。議案書 4 ペ
ージの 1 番、地図は 4 ページの 5 条No.1 をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、
譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。和戸西交差点から○○mほど○
○に位置する農地で、東面、南面は宅地、西面は学校用地及び宅地、北面は農地とな
っています。農地区分は、第 2 種農地と判断しました。譲受人は○○○○○○○○○○
○○○○しているが、近年○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に伴い、土地選定してい
たところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し、転用したい
とのことです。

続きます。議案書 2 番、地図は 5 ページの 5 条No.2 をご覧ください。申請地の所在、
地目、面積、賃借人、賃貸人については議案書記載のとおりです。蓬沢交差点から○
○mほど○に位置する農地で、東面、南面、西面は農地、北面は雑種地となってい
ます。農地区分は、第 2 種農地と判断しました。賃借人は、○○○○○○○○○○○○
○しているが、現在○○○○が不足しており、土地選定していたところ、申請地が立
地条件及び利便性に適していることから、賃借し○○○○○○○○○○○○○○○○として、
転用したいとのことです。

続きます。議案書 3 番、地図は 6 ページの 5 条No.3 をご覧ください。説明に先立ち
まして、建築条件付売買予定地の説明をいたします。別紙をご覧ください。建築条件

の残存農地ということですので、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。ひととおり地元委員から補足説明をいただきました。これより質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ここで採決をさせていただきます。

議案第3号の農地法第5条の案件に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきました。議案3号の案件のうち、5番の案件については1,000㎡未満の案件ですので、許可書の交付をしまいたします。それ以外の案件は1,000㎡以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

つぎに、議案第4号は特定農地貸付（市民農園）の承認についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

特定農地の貸付は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律で定められており、法第3条の特定農地貸付けの承認を求めることができますとされています。

特定農地貸付法の解説といたしまして、法第3条、特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程及び、貸付規程及び貸付協定を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会に提出して、承認を求めることができますとあります。2項で、前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならないとあり、1、特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積、2、特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法、3、特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件、4、特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法、5、その他農林水産省令で定める事項です。3項で、農業委員会は、承認の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。1、農地の周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。2、特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。3、前項第三号から第五号までに掲げる事項が、特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。4、その他政令で定める基準に適合するものであること。4項で、前三項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。とあります。

議案書 7 ページの 1 番、地図は 10 ページの特定農地貸付No.1 をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・申請者等については議案書記載のとおりです。西河原橋から 40m ほど南東に位置する農地です。申請者は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的に市民農園として既設市民農園 98 区画を引き続き開設し、貸付きたいとのことです。申請者は、特定農地貸付規定を定めております。また、貸付期間は 1 年 10 か月間とし、賃料は 1 区画当たり 9,166 円となっており、開設規模については、1 区画 40 m²で、計 98 区画の計画となっております。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

次に、この案件は、山城地区ですので、地元委員の米山委員から補足説明をお願いします。

○山城地区委員（米山委員）

補足説明を致します。事務局の説明通りで問題ないと思います。農業者以外の方が、有効利用の適切な面積を取得するという事で、良い計画だと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 4 号の特定農地貸付（市民農園）の承認について賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。

全員の承認の挙手をいただきました。この案件につきましては、承認されたことを回答してまいります。

つぎに、報告第 1 号から第 4 号について、事務局より報告をお願いします。

○事務局（一ノ瀬主事）

それでは、報告事項の説明をいたします。先月の総会案件のうち、山梨県農業会議へ諮問をした案件はございません。8 ページからは令和 2 年 1 月 9 日から令和 2 年 2 月 12 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○玉諸地区委員（落合委員）

事務局の説明通りでございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに、利用権設定の 13 番の案件について、甲運地区の森委員から補足説明をお願いします。

○甲運地区委員（森委員）

13 番についても、事務局の説明のとおり 11 番と同じ〇〇〇〇が熱心にやっています。よろしくをお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに、利用権設定の 16 番の案件について、中道北地区の土屋三千雄委員から補足説明をお願いします。

○中道北地区委員（土屋三千雄委員）

16 番の案件でございますが、再設定ということで、前回ここは〇〇〇〇になっていて、かぶと虫が発生して近所から苦情が出たのですが、網などを設置してかぶと虫の発生をさせないようにという条件の中で、事務局の説明通りです。よろしくご審議をお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。ひと通り補足説明をいただきましたので、これより質疑に入ります。皆様の方で、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、特別意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。議案第 5 号の案件について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 5 号は決定させていただきます。なお、報告第 5 号については、報告事項ですのでご了承をお願いします。

○議長（西名会長）

以上で本日予定をしている全ての審議を終了しましたが、議案以外で皆様の方から何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

特別ないようですので、以上をもちまして 2 月定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 50 分 閉会